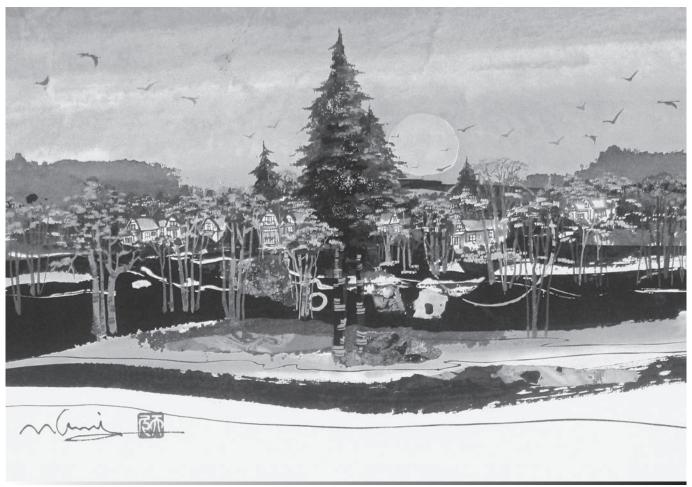
## らは人こおりやま

2012. 11 第413号

発行所 郡山市虎丸町14番2号 社団法人郡山法人会 (024-933-7777) (FAX925-1971) 発行人 有 馬 賢 ー 編集 広報委員会 印刷所(株) ヨシダコーポレーション



題系 場が暮れて 様然大波 天久 中国書法研究院容員教授 郡山法人会副会長 税務署ニュース ......

法人会は提言する 平成25年度税制改正へ ....

目

次

その一方で、

毎年、公正・

## 税制改正 人会は提言する

の活動を愚直に努めてきま として、戦後の民主的な税 法人会は設立以来一貫し の定着と普及を図るため 公益団体としての使命

総意を得て、平成25年度税 オピニオン活動の歴史を綴 改正への要望を取りまとめ、 ってきました。 税原則の実現を求めて税制 公平・中立・簡素という課 この度、全国の法人会の

> 動 提言をまとめ、政府・国会 を展開し始めました。 じめ関係省庁への提言活

今回の税制改正提言では、

とめました。 て、 中心テーマとして取り上げ 革」関連法に関する内容を た「社会保障と税の一体改 野党3党合意により成立し 暫時決められない政治と揶 揄される状況が続く中で与 法人会の主張を取りま

築と財政健全化の両立を目 可能な社会保障制度の構 体改革そのも Ŏ は、 持

制改正に望む私たちの税制

とを強く主張しました。 要なのはこれからであるこ する国家課題を克服するた 定の評価をしつつも、 のものであり、 我が国 の将来を制 重

進国に類を見ないスピード ています。 立するように法人会は求め と「負担」のバランスを確 の議論を通じて、 度改革国民会議」において、 後創設される「社会保障制 色が払底されておらず、今 面では依然としてバラマキ はなったものの、社会保障 には歯止めを講じるものと と「負担」のギャップ拡大 景にした社会保障の で進展する少子高齢化を背 「給付の重点化・効率化 それは取りも直さず、 「給付」 「給付」 先

会は断じました。 だ一里塚に過ぎないと法人 この意味では、 改革は、 ま

国民に痛みを求める措置で 10%と2段階で引き上げら れることになりましたが、 また、この一体改革に際 消費税率を8%・

> した。 削る歳出削減と痛みを分か 強く意を致し、 さらに立法府はこのことに あることには変わりは つ努力をせよと強く求めま のであり、 政府・ 自らの身を 地方、

与野党3党合意文書には「成 療など全て社会保障として 慮を示しました。 っていることなどに深い憂 共事業への歳出圧力が高ま で、来年度予算編成では公 検討する」と明記する一方 長戦略等の分野への施策を ントしているものの、 国民に還元される」とコメ 費増税の増収分は年金・医 そうした中、 政 府は 先の 消

歳出削減が強く求めました。 よる特別会計と独法のムダ における議員定数と歳費の 始めよ」として、 絶ち難く、 ルまた消費増税の悪循環は このようなことをまた放 とりわけ、 . すれば、歳入不足イコー 削 減、 公務員の人員と人件 まさに聖域なき 事業仕分け等に 「まず隗より 国・地方

0 削減を断

行を訴えまし

いては、 数税率 から「単一税率」とするよ や税制の簡素化などの立場 策として挙げられている「複 水めました。 となっている低所得者対 その消費増 (軽減税率)」につ 事業者の事務負担 税に際して課

継が図られる税制の確立を 求めるとともに、 増税では円滑な価格転嫁に とを指摘したうえで、 務危機問題による世界経済 供給不安、さらには欧州債 強く提言しました。 の引き下げ、 実効ある措置を講ずるよう フレと原発事故による電力 悪影響を及ぼしているこ 担い手である中小企業に 低迷が、 また提言では、長引くデ 地域経済と雇用 円滑な事業承 法人税率 消費

うものであります。 そして良識ある国民皆様の ます。ぜひ法人会の税制提 言に対し、多くの中小企業、 で税制への提言を行ってい 理解とご支援を心 法人会は、責任ある態度 から



社団法人 有馬 郡山法人会

(3)

## 平成25年度税制改正への法人会の提言

わが国企業の国際競争力確保のためにも

っなる法人税率の引き下げをし

**/**a

係省庁に実現を求めて要望運動を続けてきています。 有史以来60年近くに亘り、毎年、 法人会はこのほど、来年度の税制改正に向けた提言をまとめました。 提言をまとめ、法人会は政府や関

表法人会全国大会北海道大会

# 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

る。 進国で突出して悪化してい が実現する運びとなった。 んでいる一方で、財政が先 国で最速のスピードで進 我が国は少子高齢化が先 社会保障と税の一体改革

維持も財政の健全化もでき と「負担」のギャップ拡大 かだった。 ないことが誰の目にも のままでは社会保障制度の を反映した図式であり、こ これは社会保障の 「給付」 明ら

月に10%へ引き上げること 柱となった。 成立した一体改革関連 年4月に8%、15年 消費税の税率を20 10 1 法

> よう。 う点で画期的であるといえ ギャップの拡大スピードに 全に埋まるわけではないが、 定の歯止めをかけるとい これによりギャップが完

止めたい。 成立はプラスに働くと受け 味では、我が国経済にとっ 摘されてきた。そういう意 下押し圧力となる懸念も指 安から消費や企業マインド 続可能でなければ、 ても今回の一体改革関連法 に悪影響を及ぼし、 社会保障制度と財 成長の 将来不 政が持

問題が存在しており、これ 依然としてさまざまな 体改革関連法に

> されるわけではない。肝心の確立と財政健全化が達成 である。 なのは今後の改革のあり方  $\mathcal{O}$ で持続可能な社会保障制 度

## 方に対する基本的考社会保障制度のあり

率引き上げは たわけだが、今回の消費税 のバランスが求められてき 国に次ぐ「低負担」である。 に位置し、 先進国の中では「中福祉」 この 定の改善がなされる。 また、消費税は安定した わが国の社会保障制度は 「給付」と「負担. 国民負担率は米 「負担」面で

> 面でも社会保障財源として間・世代内の公平」という ふさわしいといえる。 税 収が得ら れ、 かつ「 世代

がある。 費負担に頼ることになれば、 給付は年金だけでなく、医しかし、今後の社会保障 増税に際限がなくなる恐れ いる。その財源を安易に公 増大することが見込まれて 療、介護分野でより急速に

効率化を徹底するしかない。 まき的給付を排し、重点化・ ある。それには過剰なばら 要になるのは給付の抑制で ためにも、これから最も重 そうした事態を招かな V

> 護保険制度、少子化対策に その際には給付の重点化・ する必要がある。 金制度、 効率化を軸に据え、公的年 改革国民会議」 者を交えた「社会保障制度 ついて、 に結論を出すとしているが、 積み残された社会保障分野 した内容を含め改めて議論 諸課題については、 民、自、公で合意 医療保険制度、介 で1年以内 有識

う。 かりやすい議論が求りうし は透明性の確保と国民にわ る。

Vi

という基本的理念を基に役 割分担を見直す必要がある。 で最も重要なのは、 検討が必要である。全額税 フレ下で年金額を下げる仕 給開始年齢の引き上げ」「デ 重点化・効率化である。そ (2) 年金については「支 (1) 今後の社会保障改 際には「自助」「公助」 抜本的な施策の 給付の

(3) 給付の急増が見 る医療分野については、

限られた税財源を考慮す 方式による最低保障年金は

非現実的と考える。

|療報酬(本体)体系の抜

ネリック)の使 るべきである。 価では後発医薬品 負担などが必要。 齢者の適正 促進を図 また、 (ジェ な窓

結びつける必要がある。 とによって、着実に成長に ても位置付けられている。 大胆な規制改革を行うこ 4) 医療は成長分野とし

となっている。 は導入時に比べて2倍以上(5)介護保険の給付総額 真に介護が必要な者とそ

から給付のあり方を見直すけるなど、自立を促す観点 うでない者にメリハリをつ べきである。 (6) 生活保護給付は3兆

円を超す規模に膨らんでい

方など、制度の見直しと適給の防止や給付水準のあり問題となっている不正受 正な運用が不可欠である。

害しないような社会保障制 負担を抑え、経済成長を阻(7)企業の過度な保険料 度にすることが求められる。

#### 消費税引き上げに 伴う対応措置

は税率引き上 げ時

> 対策 は、 る逆進性への対策に 感が重いとされる、 ねられている。 げ実施にともなう円滑化 多くが今後の議論に委 決まったも 低所得者ほど負担 いわゆ について 引き

な課題である。や国民生活を左 これらは企業の経済活動 国民生活を左右する重要

また、

である。 景気への十分な配慮が必要内外の経済環境を勘案し、 中立といわれているが、全 緻密な対策が求められる。 られ、政府には用意周到で めるかのカギを握るともみレルギー反応を弱めるか強 く影響がないわけではない。 (1)消費税は最も景気に 税率を引き上げる際には ルギー反応を弱めるか強 消費税に対するア

い中小企業が適正に価格転プロセスにおいて立場の弱にあたっては、価格決定の るよう強く求める。 嫁できるよう、その実効を (2) 消費税率の 、保する確実な措置を講じ 引き上げ

示を義務化することなども 下請 事業者間取引に外税表 ・監視はもちろんのこ 独禁法などの法

> 単一税率が望ましい。 確保などの観点から、当面税務執行コストおよび税収 の事務負担、税制の簡素化、 てあがっているが、事業者 率)の導入が検討事項とし して「複数税率」 (税率1%程度までは) (3) 逆進性対策 題となろう。 の一つと (軽減税 は 当 面

方式」で十分対応できるもれば現行の「請求書等保存については、単一税率であまた、インボイスの導入 のと考える。

ている。 給付措置」を実施するとし現するまでの間は「簡素な として「複数税率」と共に 入を検討し、その導入が実 「給付付き税額控除」の導 (4) 政府は低所得者対策

象や方法を十分考慮し、ば施にあたっては、給付の対値素な給付措置」の実 強く求める。 らまき政策とならないよう

#### 3 向財 だけて 放健全化.

健全化と持続可能 たことで、 税 2で、我が国は財政代の引き上げが決ま 記な社会

0

全化目 政

\ \ \ で1.95倍と、 国内総生

の対GDP比半減という第 段階の目標をクリアした

慮の念を覚える。 |全化するには、歳入| ると同時に歳 出 一政を

がかからなくなるか、 それを怠れば増税に歯 するかの いずれ

障制 運営戦略で定める財 しかし、これによって財 み出したといえる。 度 0 両立 に 向 け 歩

るかというと、そうではな 標が着実に達成され 政健

黒字化、

比を21年度から引き下げ

と地方の長期債務残高は、 さらに悪化していく。 費税を10%に引き上げても 仮に基礎的財政収支赤字 地方の長期債務残高は、消諸国をはるかに上回る国1.95倍と、欧州債務危国内総生産(GDP)比

階の目標達成には険しい道P比引き下げという第2段としても、債務残高対GD 高まっていることに深い憂 心に与野党から歳出圧力が 予算編成では公共事業を中にもかかわらず、来年度 のりが待っている。 にもかかわらず、来年

不可欠である。 歳入増を の削減が

か財正

2015年度半減・ る、①国 (1) 財政 喫収支赤字の対GDRる、①国・地方の基礎 分めて 底を求めておきた 、②債務残高対GD5年度半減・20年度 健全化 域 なき 基礎的財 目 [標であ 出

- ―を着実に達成すべきであ 聖域
- 収支対象経費の44兆円以下、の 明示することが必要である。 達成までの道筋と工程表を 分野別の削減目標を定めて レームでは不十分である。 ―という現在の中期財 2 社会保障を含めて各歳出 するには、 なき歳 ②基礎; の上限71兆円 ① 国 債 出 削 3 的財政 政フ 発減を
- 圧力が目立 景気への影響緩和の対応や 消費税引き上げがもたらす 震災対応に名を借りた歳出 (3) 来年度予算編成では <u>つ</u>。

戒めねばならない。 んだ財政規律の緩みは厳に消費税の税収増を当て込

健全化はまだ一里 だとの見方があるが、財政より金利上昇圧力が薄らい 国債利払 消費税率引き上げに い費が年間10 | 里塚に過ぎ

(5)

然として金利上昇に脆弱な 体質である。 兆円に達 する状況 では、 依

を改めて認識する必要があ までが売られたことを考え も財政が健全なドイツ国債 欧州債務危機の中で、 国債の信認の重要性 最

#### 政 (改革 Ó 徹

変わりはない。 保するためとはいえ、 を求める措置であることに の引き上げが国民に痛み 障の 安定財源を 消費 確

より重要である。 削る行政・議会の改革が何 よ」の精神により自ら身を に立法府はそのことを深く 地方を含めた政府、さら 「まず隗より始め

П

らかである。 をもはや許さないことは明 消費税引き上げが決まった 組みは極めて不十分であり、 上、国民が改革の先送り しかしながら、 改革の 取

を断行するよう求める。 定数と歳費の削減 直ちに期限を定めて改革 国・地方における議

> 2 、と人件費の削減 国・地方公務 員 0

> > 人

員

無駄の削 特別会計と独立行政法人の (3) 事業仕分け等による

民間にできることは民間に 各種規制は大胆に改廃し、(4)民間活力を阻害する 任せ成長につなげる

#### 5 導入について共通番号制度 て度の

る個人情報を一元的に管理 なく、社会保障制度におけ 円滑な執行への活用だけで 制度は、税務における適正、 社 会保障· 税の共通番号

> 待される。 の国 する上で有効な制度で 効率化に資することが期 民の利便性の向上と行 あ り、

組んでいく必要がある。 積極的な活用に向けて取り 底や国民への周知を図り、 (1)制度の創設、 今後、 個人情報保護の徹 維持に

法整備 バシー保護のための適切な かかるコストの明確 (2) 税務情報などプライ 化

野への活用により、 (3) 税務面と社会保障 適正化につなげる 利便向上や社会保障給付 納税者 分

経済活性化と中小企 業対策

のの

% まれた「名目3%、 その改革工程表が示され、 長戦略の柱と38の重点施策、 決定した。これには11の成 するなか、政府は今年7月 一体改革関連法にも盛り込 危 に「日本再生戦略」を閣議 の成長」 機により世界経済が低迷 しかし、これまでも成長 長 が策定されたにもかか 引くデフレと欧州債務 を目指すという。 実質2

実行以外にない。

にしないためには、

もはや

曖昧である。 わらず、 再 生戦略を絵に描いた餅 その成果は極 めて

と成果を数値化して検証す 取り入れ、 改善)サイクル」の手法を CA(計画、実行、 広く採用されている「PD にするには、民間企業ではそして、その効果を明確 政策遂行の過程 評価、

> かが重要である。 って経済の活力を引き出す では、いかに規制 ることが求めら 悪化した財 政 0

する必要がある。 エネルギー けられる医療や農業、

かかせない。 活性化に資する税制措置は 地域経済を担う中小企業の 境整備が必要であり、特に たすことができるような環 確保などの社会的責任を果 向けて活力を維持し、雇用

## 法人税率の引き下げ

1

各国では、 なされても、 課されたため、 復興財源に充てる付加税が 下げられ一歩前進したが、 度税制改正により5%引き さらに、 年後からの実施となる。 法 人実効税率は平成23年 や外国資本の誘致 近年、 実質的には 国際競争

緩和によ 大きい

時に原発事故がもたらした 電力供給不安は早期に解 規制改革が求められる。 特に、成長分野と位置 分野での大胆な 再 同 消 生

税制面では企業が将来に

も、アジア、欧州、5%引き下げが

との税率格差は依然として などを目的に大幅な引き下 が行われ ており、 わが国

き上げられていく も高くないとの指摘もある 料を加えた企業負 高まっている。 味すると、企業の負担感は が、年々、 比 こうした状況が 花較で また、 は、 わが国 社会保険料が引 人税に社 え続けば、 は必ずし 状況を加 担 三会保険 ラ 国 際

ながる恐れがある。 らには経済全体の衰退につ 国内企業の海外移転 こうした観点から、 税負担は地方税を含めて 雇用への悪影響、さ が促進 法人

実現するよう求め の15%本則化と適用 下の早期実現 大幅に軽減すべきである。 (2) 中小企業の軽減 (1) 法人実効税率 る。 所得金 30 % 以 税率

#### 事業 承継税制 の拡 充

2

額の引き上げ

に大きく貢献しており、 活性化、 る中小企業は、 わ が国企業の大多数を占 雇用の 地域経済 確保など

日本経済に大きな損失を与 が承継できなくなることは、 えるものである。 続税の負担等により事業 である。その中小企業が 幹を支える重 霊要な存

多 極的な利用が困難との 要件が厳しく設定され、 納税猶予制度は、その適用 設された相続税、 平成21年度税制改正 贈与税の 声が で創 積

企業の実情、実態に即した承継を図る観点から、中小には中小企業の円滑な事業り込まれたが、見直しの際 税猶予制度について要件緩 税制の構築が必要である。 関連法ではその見直しが盛 和と充実 (1) 相続税、 社会保障と税 贈与税の納 の 一 体改革

②5年間の雇 続きの簡素化と手続き窓 求められる煩雑な各種手 ①適用申請時と適用後に の一元化 用 8 割 維持

③対象会社 要件緩和 が拡

など経済活性化に資する以

ならない。

の措置は本則化するよう

(1) 中小企業の技術革新

2) の撤廃と相続税の納 ④株式総数上限 祝猶予制: 度割合 (3 分の 80 %

> (2) 親族外への事業承 されない制度の見直し L (5) 引き上げ ないと猶予税額が免除 死亡時まで株式を所有

措置を講じるよう求める。 するとの観点から、 であり、円滑な承継を支援 に対する措置の創設 親族外承継も重要な課題 所要の

業承継税制の創設 産と切り離した本格的な事 (3)事業用資産を一般資

#### 3 に資する税制措置中小企業の活性化 置化

境の変化、 税制の確立が求められる。 続けることができるような 保し、社会経済への貢献を 化の流れの中で、存在を確 済の その中小企業が時代や環 礎であり、 の担い手である。 中 企 業は、 特にグローバル また、 わが国 地 域 経 経 済

②中小企業等基盤強化税制 ①中小企業投資促進 派価償却資産の即時 税

> を求める。 とから、さらに次の見直 開拓に必要な支出であるこ 取引先との関係維持や新規 業にとって交際費は顧客、 が行われてきたが、 で数次にわたる見直し改正 交際費については、  $\widehat{2}$ 交際費課税の見直 、これま 中小企

継

撤廃 ①損金不算入割合 10 %

②資本金規模に関わらず

(3) 役員給与の損金算入  $\bigcirc$ については、 上 ③社会慣習上その支出を (1件当たり1万円程度) 対象から除外する 相当と認められる金額 け 難 0 い慶弔費で、 損金算入を認 交際費課税 常識 める

合併メリット

においても広く導入す

×

 $\mathcal{O}$ 入とすべき

#### Ш 玉 世地 方のあり方

の際にはまず国と地方の役は必然的流れであるが、そ ならず、 や行政のあり方を考えねば 割分担を明確化し、 をも阻害するに至っている。 に行財政面の非効率化のみ は中央集権的であり、 1分担を明確化し、税財政際にはまず国と地方の役 そういう意味で地方分権 わ が 玉 地域経済の活性化 0 行 財 政システム すで

存から脱却し、 えれば、いかに地方が国依 かに悪化している現状を考 体質をつくりあげるかが 国の財政が地方よりはる 自立・自助

> 回った。 引き上げ率が国のそれを上 費税増税では地方消費税 こうした中で、 今回  $\mathcal{O}$

求める責務があると考える。 ら身を削って住民に理解を このことを深く認識 めに国で実施している「事 入について検討すべき。 化の観点から、 公務員、そして地方議員は (2) 行財政 (1) 広域行政による効率 地方自治体の首長、 改革を行うた 道州制の導

酬は

大

を

段

適

の拡充 与の損金算入を認めるべき 要である。 ②同族会社も利益連 ①役員給与は 原 則 損金算 動給 消

 $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ どを含めると依然としてそ 国家公務員給与と比べたラ つつあるものの、手当てな を追求する必要がある。 すると共に、 さらなる市町村合併を推進 スパイレス指数が是正され (3) 地方公務員給与は、 是正が必要である。 水準は高く、 度)の拡充を図るため、 基礎自治体(人口30万人

適正水準へ

震

分け」の手法を、 地 地方 自 方 推進する観点から地方交付税 に高 果たすべき。 政に対するチェック機能を り 下げを実施すべきである。 件費についても同様の引き げられたが、地方公務員人 さらに進 を中心とした三位一体改革を 幅に削減すべきである。 スリム化するとともに、よ な課税自主権を発揮すべき。 5 (4) 地方議会は、大胆に また、 納税者の視点に立って行 間限定で7.8%引き下 、復興財源に充てるために 国家公務員の人件費は い地方議員の報 地方の自立・自助 めると同時に、 欧米に比べて格

#### 税の

# 通信



## 東北税理士会郡山支部

税理士

#### が ありますか。 4 いう言葉を聞 なさんは、国税通則法 堀江 正喜

的・共通的事項を定めた法 とで言えば、国税の基本 律のことです。 国税通則法とは、ひとこ

がなかったのですが、この よって初めて改正があ 度平成23年度の税制改正に 一度も改正されること 昭和37年に制定されて以 ń

経

ってから申告の間

違

介させていただきます。 今回は、会社を経営され る皆様に関係する2 改正事項についてご

つは、「更正の請求期

(7)

### 間の拡大」です。

平成24年5月31日ですから、 間 場合も同様です。これまで された税金が少な過ぎた きのことです。また、還 多く納め過ぎた場 算申告の法定申告期限が 人の場合、平成24年3月決 した。例えば、3月決算法 した。今回の改正でこの期 定申告期限から一年間で は、この手続きの期間が法 が5年間に拡大されま 分の還付を求める手続 正の請求とは、税 合にそ 金

年12月2日以後に法定申告 有 なお、この改正は平成23 い改正になります。

> という特例により同様の についても、「更正の申 平成23年12年2日前に法定 期限が到来する国税か おきます。 ありますので、付け加えて 手続きが取れるケースが 申告期限が到来した国 (用になります。ただし、 出

間ではなく6年間が更正 でご注意ください。 の請求期間となります また、贈与税だけは5年 0

#### 手続きの法定化」です。 もう一つは、「税務調 査

達 や消 られました。従来は税 改正によって法律で定め けたことがあるかと思い た。今年の9月には関 局 きが今回の国税通則 ます。この税務調 内部 ていると一度は法人税 やFAQも公表されて みなさんも会社を経営 費税の税務調査を受 0) 指 や慣習等に 査の手続 いまし 務当 係 法 0

が

~、従来は平成25年5月31 であったわけですから、

 $\exists$ 

者にとってはかなり

滅多にないとは思います

に気が付くということは

年5月31日までの5年間に

更正の請

求期間は平成29

なります。実際に5年近く

ホーム います。詳しくは国税庁 ~ | ジをご覧くだ 0

はありませんが、通知事 でと大きく変わるわけで また関与税理士にも同様 対象税目、 あります。電話等により調 ますと、まず「事前通知」が の通知があります。これま 定の項目が通知されます。 査の開始日時や開始場所 法定化されたのかと言 それでは具体 調査期間等の 的

に何 が 始まっています。

事務の説明会を左記の日程等

10月から試験的に運用が始まりますが、「事前通知」	年1月1日以降に実施さいます。 なお、この改正は平成25明」等について定められて	修正申告等の手続きの説をが予想されます。とが予想されます。とが予想されます。	ため、これまでより厳格なが法律で定められているはありませんが、通知事項でと大きく変わるわけで	通知があります。これの項目が通知されます	
開催月日	受付開始時間	説明会 開始·終了時間	会 場	対象地域	
118140(-1)	9時30分	10時00分~ 12時00分	田村市船引	田村市	
11月14日(水)	13時00分	13時30分~	公民館ホール	三春町	
	1044007)	15時30分		小野町	
		10時30分~	郡山市		
	10時00分				
11月16日(金)	10時00分	12時30分	市民文化	郡山市	
11月16日金	10時00分			郡山市	

き下さい。 により開催いたします。 くは関与税理士に 年末調整説明会の 平成24年分の年末調整関係 詳しいことは税 務 · お聞 署も

税務署からのお知らせ 平成 24 年分年末調整において昨年と比べて変わった点

#### 1 生命保険料控除が改組されました。

生命保険料控除が改組され、(1)一般の生命保険料、(2)介護医療保険料、(3)個人年金保険料の控除の合計適用限度額が12万円とされました。 記載例を参照ください。

[記載例] 保険料控除申告書(生命保険料控除)

(平成24年分 給与所得者の保険料控除申告書)

		保険会社等 の 名 称	保険等の種類	1 7.	険 等 の 約者の氏名	保険金氏	金等の 名	受取人	新·旧 の 区分		金額(分	支払った保 配を受けた の金額)	給 与 の 支払者の 確 認 印
		××生命	養老	10年 山	川太郎	내기	明于	子 妻	<b>劉·旧</b>		24,C	00 <sup>円</sup>	
	一般	▲▲生命	養老	10年	同上	同	上	同上	新·但		36,C	000	
]	の								新·旧				
	全命								新·旧				
生	生命保険料	(2)のうち新保険料 等の金額の合計額	<sup>A</sup> 24,000円	Aの金額を下の 料等用)に当ては	計算式 I (新保険 めて計算した金額	(1)		000 <sub>円</sub>	計(①	+2)	3	(最高40,1 40,(	
命		ののうた旧保険料	<sup>B</sup> 36,000円	Dの今類を下の	計算录录 八口母院	2	(最高50 <b>,</b> 30,	000円) 500 円	②と③0 か大きい	のいずれ い金額	3	40,0	000 m
保	介護	××生命	介護	7 1	川太郎	中川	明子	妻			48,C	000 <sup>円</sup>	
険	介護医療保険料												
料	除料	(a)の金額の合計額	<sup>C</sup> 48,000円	<u> </u>			Cの 料等	金額を下の計 用)に当ては&	算式    カて計算	(新保険 した金額	<b>(1)</b>	(最高40,0	
控		○○生命	〇〇年金	30年 山	川太郎	ルリー 支払開始日 H	太郎	,本人	新個		72,0	P 000	
除	個人					支払開始日			新·旧				
"	人年金保険					支払開始日			新·旧			•	
	保険料	(a)のうち新保険料 等の金額の合計額	D 円	Dの金額を下の 料等用)に当ては	計算式 I (新保険 めて計算した金額	(4)	(最高40,	円	計(④	+⑤)	6	(最高40,0 40,0	
	<b>ተ</b> ተ	(a)のうち旧保険料 等の金額の合計額	E 72,000円	Eの金額を下の 料等用)に当ては	計 <b>算式Ⅱ (旧保険</b> めて計算した金額	⑤	·最高50, 43,(	00円) 000 円	⑤と⑥@ か大きい	りいずれ '金額	0	43,0	000 m
		計算式	I (新保険料		計	算 式	П	(旧保険料				命保険料	
		、C又はDの金額		額の計算式		Eの金額			額の計	算式	_	f(Ø+©	
1 -		00円以下	A、C又は		25,000円以下			B 又は E の		E00E3	'	(最高120,	000円)
} }		1円から40,000円ま	<del> </del>	$D \times \frac{1}{2} + 10,000$ $D \times \frac{1}{4} + 20,000$				B又はE×					
. ⊦		)1円から80,000円ま )1円以上	で A、し又は		円 50,001円から 100,001円以		12 (	B又はE× 一律に50.0		000円	-	115 (	円 000
	oo, oc	(TI 15VT	#1040,0	VO(1)	1100,0011710	<u> </u>		p= (⊂ 00, (	JUU[]			, .	

2 「納期の特例」の承認を受けている源泉徴収義務者が7 月から12 月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税の納期限が、翌年1 月20 日とされました。

		納期限(改正前)	納期限(改正後)
納期の特例適用者	1月~6月分	7月10日	7月10日
納期の特例適用者	7月~12月分	1月10日	1月20日
納期の特例の特例適用者	1月~6月分	7月10日	7月10日
納期の特例の特例適用者	7月~12月分	1月20日	1月20日
納期の特例を受けていない者	(毎月納付)6月分	7月10日	7月10日
納期の特例を受けていない者	(毎月納付)12月分	1月10日	1月10日

#### 3 自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当の非課税限度額が変わりました。

自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当については、運賃相当額が距離比例額を超える場合に、 運賃相当額(最高限度:月額10万円)までが非課税とされる措置が廃止されました。これにより、通勤手当の金額が距離比例 額を超える場合には、その距離比例額を超える金額については課税の対象となりました。